令和５年度　公文書開示（10月決定分）デジタルサービス局

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.10.5	R5.10.19	令和４年12月にデジタルサービス局の構造改革推進チームが行った調査の質問内容及び集計結果一式 １　質問内容 ２　集計結果 ３　集計結果（概要）	2	1		1	1			1				1				１　民間事業者が運営するWebサイト上のサービスにおいて当該民間事業者により設計された質問であり、現在、サービス利用期間を超過しており、保有しておらず、存在しないため。 ２（１）　アンケートの回答結果が公表されることとなれば、率直な回答を得られなくなり、職場環境の改善等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ２（２）　回答した職員やその回答内容が特定できることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	デジタルサービス局戦略部デジタル改革課